

国立大学法人東京農工大学個人情報の利用目的及び第三者提供先等に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)における個人情報(国立大学法人東京農工大学個人情報の保護に関する規程第2条 <u>第6号</u>に定める特定個人情報を除く。以下この規程において同じ。)の利用目的及び第三者提供先等を明らかにすることにより、本学における個人情報の適切な取扱いを実現することを目的とする。</p>	<p>本則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)における個人情報(国立大学法人東京農工大学個人情報の保護に関する規程第2条 <u>第12号</u>に定める特定個人情報を除く。以下この規程において同じ。)の利用目的及び第三者提供先等を明らかにすることにより、本学における個人情報の適切な取扱いを実現することを目的とする。</p>	

附 則(平成29年5月30日規程第18号)
 この規程は、平成29年5月30日から施行する。